令和5年第4回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和5年12月13日 開会

令和5年12月15日 閉会

新十津川町議会

令和5年第4回新十津川町議会定例会

令和5年12月13日(水曜日) 午前10時開会

◎議事	H 4H	(姓 1	口.\
の譲事	口作		F I

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - (1) 事務報告
 - (2) 閉会中における委員会所管事務調査(審査)報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 随時監査結果報告
 - (6) 議員研修報告
 - (7) 一部事務組合議会報告
- 第5 委員会への付託の報告
- 第6 行政報告
- 第7 教育行政報告
- 第8 議案第76号 新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について (内容説明まで)
- 第9 議案第77号 新十津川町住宅改修促進条例の制定について (内容説明まで)
- 第10 議案第78号 総富地頭首工管理条例の制定について (内容説明まで)
- 第11 議案第79号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (内容説明まで)
- 第12 議案第80号 新十津川町中小企業事業資金保障融資条例等の一部改正について (内容説明まで)
- 第13 議案第81号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について (内容説明まで)
- 第14 議案第82号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算(第4号) (内容説明まで)
- 第15 一般質問
- 第16 議案第83号 令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (内容説明まで)
- 第17 議案第84号 令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算(第3号) (内容説明まで)

第18 議案第85号 空知中部広域連合規約の変更について (内容説明まで)

第19 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について (内容説明まで)

◎出席議員(10名)

1番	加	藤	敏	晃	君	2番	工	藤		健	君
3番	深	瀬	美名	茶子	君	4番	三	師	優	美	君
5番	大	畠	光	敬	君	7番	杉	本	初	美	君
8番	鈴	井	康	裕	君	9番	樋	坂	里	子	君
10番	西	内	陽	美	君	11番	小	玉	博	崇	君

◎欠席議員(0名)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

寺 田 副町長 佳 正 君 教育長 久保田 史 君 純 代表監査委員 岩 井 道 君 良 奥 芝 監査委員 理郎 君 総務課長 久保田 篤 君 司 住民課長 君 長 島 史 和 保健福祉課長 坂 下 佳 則 君

産業振興課長兼

農業委員会事務局長 小 松 敬 典 君 千 石 君 建設課長 哲 也 会計管理者 内 田 君 充 教育委員会事務局長 宏 君 鎌田 章

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪 田 謙 治 君

◎町民憲章朗誦

○議長(小玉博崇君) 皆さんおはようございます。 開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。 皆さん、ご起立ください。

[全員起立]

○議長(小玉博崇君) 私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。 町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

○議長(小玉博崇君) ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長(小玉博崇君) ただいまから令和5年第4回新十津川町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(小玉博崇君) ただいま出席している議員は、10名であります。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(小玉博崇君) 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(小玉博崇君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、2番、工藤健議員。 3番、深瀬美奈子議員。両議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(小玉博崇君) 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

報告を求めます。

鈴井議会運営委員長。

〔議会運営委員長 鈴井康裕君登壇〕

○議会運営委員長(鈴井康裕君) 皆さん、おはようございます。議長の指示がございま すので、議会運営委員会の報告をいたしたいと思います。

12月8日に議会運営委員会が行われ、出席者は記載のとおりでございます。説明員として寺田副町長、久保田総務課長にお越しいただきました。

協議結果でございます。

令和5年第4回町議会定例会の会期は、12月13日水曜日から12月15日金曜日までの3日

間とする。

日程については、裏面に記載のとおり執り進めたいと思っております。

付議案件は、条例の制定3件、条例の一部改正3件、令和5年度会計補正予算3件、規約の変更1件、指定管理者の指定1件の計11件である旨、総務課長から説明を受けております。

一般質問の通告は、1人から1件を受理いたしました。

請願、陳情等の受理状況については、12月8日現在、陳情2件を受理している旨、議会 事務局長から報告を受けております。陳情2件は所管の委員会に付託したいと思っており ます。

以上、議会運営委員会からの報告でした。

○議長(小玉博崇君) 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長(小玉博崇君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から12月15日までの3日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(小玉博崇君) 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納 検査結果報告、4番の定期監査結果報告、5番の随時監査結果報告、6番の議員研修報告 につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、7番の一部事務組合議会報告ですが、中空知広域市町村圏組合議会、滝川地区広域消防事務組合議会、石狩川流域下水道組合議会、中空知衛生施設組合議会、空知教育センター組合議会及び中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定の棚に保管されていることから、それを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎委員会への付託の報告

○議長(小玉博崇君) 日程第5、委員会への付託の報告を行います。

陳情等の委員会付託について、私から報告いたします。

本日までに受領した陳情等につきましては、お手元に配付した陳情等文書表のとおり、 所管の委員会に付託しましたので報告いたします。 ○議長(小玉博崇君) 日程第6、行政報告を行います。 副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長(寺田佳正君) 改めまして、おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和5年第3回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に書面を配付してございますので、主だったものを報告させていただきます。

はじめに、総務課関係からご報告を申し上げます。

叙勲・表彰でございます。

長年にわたり学校教育の振興に貢献された元新十津川中学校長の澤田忠治様が11月3日付けで瑞宝双光章を受章されました。

10月1日、長年にわたり教育委員としてご尽力いただきました荒山直人様に、退任に当たり、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈いたしました。

また、10月16日には、故村井利行町議会議員の生前のお礼として町に多額のご寄附をいただきました村井トモエ様に、12月4日には、社会貢献活動として、町道における支障木の剪定作業を行っていただいた北土建設株式会社様に、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈いたしました。

母村交流でございます。

10月17日から19日までの間、町職員が母村親善訪問職員研修として十津川村を訪問し、村内の視察や村の皆さまとの懇談を行いました。

11月18日、東京都で開催されました関東十津川郷友会総会及び懇親会に、町長の代理として久保田教育長が出席しました。懇親会には、会員22人が参加し、互いに交流を深めました。

また、11月10日から12日までの間、新十津川消防団員が、永年勤続者研修として奈良県 十津川村を訪問し、村内の視察や村消防団の皆さまとの懇談を行いました。

2ページになります。

地域公共交通に係る無料お試し乗車についてです。

町の地域公共交通の乗り方が分からないなどのご意見から、実際に予約から乗車までを体験していただくため、9月1日から10月31日までの期間で実施しました地域公共交通の無料お試し乗車につきまして、町内便73人、町外便96人、合計169人の乗車がありました。3ページになります。

新十津川農業高校作成のPR動画引渡式。

新十津川農業高校の生徒が本年4月から作成していた本町のPR動画が完成し、9月19日に引渡しを受けました。

町内のイベントや特産品などを高校生のナレーションで紹介する内容で、役場庁舎バス 待合所のサイネージのほか、物産館やサンヒルズ・サライ、グリーンパークしんとつかわ でも放映をしてございます。

企業版ふるさと納税です。

本年4月1日から制度の活用が可能となった企業版ふるさと納税につきましては、10月16日、本町で初めてのご寄附として、株式会社中山組様から学校給食費の無償化への支援を目的に多額のご寄附をいただきました。

併せて、このご寄附に対しまして、新十津川町表彰条例に基づき感謝状の贈呈を行いま した。

物価高騰等に係る生活支援事業についてです。

物価高騰等に係る生活支援事業として、とくとっぷカード又は得きっずカードに1万円分のポイントが付く引換券、対象者5,384人分を10月31日までに発送しました。

11月30日までに引き換えられたポイントは4,716枚分で、配付枚数全体に対する引換え率は87.6パーセントでございます。

4ページに移りまして、防災研修の実施でございます。

町内各地区の自主防災組織が主催する防災研修が、11月8日に花月区、11月12日に青葉区、11月19日に文京区で開催され、59人が参加しました。

また、自主防災組織以外の防災研修としましては、11月9日に大和区のすまいるあっぷ 教室、11月15日にみどり区老人クラブ緑友会、11月22日に新十津川町地域防災マスター連 絡会議で開催され、59人が参加いたしました。

次に、住民課関係についてご報告を申し上げます。

6ページをお開き願います。

地球温暖化対策についてです。

11月9日、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に沿った環境保全の施策を円滑に推進していくため、新十津川小学校6年生を対象とした環境学習と、一般住民を対象とした講演会、パネルディスカッションを開催いたしました。

次に、保健福祉課関係についてご報告申し上げます。

9ページをお開き願います。

子ども生活応援事業についてです。

11月30日現在、得きっずカードの交付世帯数は、対象世帯数523世帯に対して511世帯で、交付率は97.7パーセントとなっております。

得きっずカードを持っている方には、2か月に1度、買い物累計額に応じて、割増ポイントを付与しており、10月に127万3,140ポイントを付与いたしました。

なお、本年4月より割増ポイントの上限を廃止したことにより、付与ポイントは増加と なってございます。

12ページをお開き願います。

食育推進事業についてです。

9月12日に新十津川小学校において、食生活改善推進員協議会と共同で、「野菜のことをもっと知ろう、野菜をたくさん食べよう」をテーマに、4年生53人に対し学童栄養教室を開催いたしました。

13ページ。

次に、産業振興課の関係についてご報告申し上げます。

はじめに、スマート農業についてです。

スマート農業の視察受入れでは、秋田県能代市議会など3件43名が来町されました。

農業教育では、9月21日に新十津川中学校2年生、10月27日に新十津川小学校5年生を対象に、総合的な学習の場を使ってスマート農業についての授業を行いました。スマート 農業機械の実演や試乗などを通じて、職業としての農業の魅力を感じてもらいました。 14ページになります。

農産物のPRについてです。

9月30日に札幌市で開催された「農業・農村ふれあいフェスタin赤レンガ」に生産者や 新十津川農業高校の生徒と参加し、農産物等の販売を行いました。

新十津川産米のPR事業として、10月1日に開催された「しんとつかわ味覚まつり」において、新十津川産新米ゆめぴりかのすくい取りイベント販売を行い、用意した200キログラムが2時間ほどで完売いたしました。また、10月18日には札幌駅の北海道四季マルシェにおいて空知総合振興局の主催により開催されました「空知フェア」に参加をいたしました。

15ページになります。

米の出荷状況についてです。

米の出荷状況につきましては、11月13日現在、全体の出荷数量は26万3,894俵で、農協への出荷確約数量に対し95.5パーセントとなっております。

今年は猛暑の影響もあってか、作況指数は102だったものの、高品質米比率は1.6パーセントとなり、昨年の76.6パーセントと比較して厳しい結果となりました。

次に、16ページ。

有害鳥獣駆除対策事業でございますが、下段の方、ヒグマの出没情報は34件となり、昨年同時期の23件と比較しますと11件の増加となっております。

17ページ。

観光イベントについてです。

10月1日に北中央公園で観光協会主催の第24回しんとつかわ味覚まつりが開催され、天候に恵まれ3,500人の来場者となりました。

今回は、奈良県、十津川村及び本町による連携協定や奈良県五條市との交流都市提携の関係で、十津川村からはシカ肉料理を、初めての出店となる五條市からは全国一の生産量を誇る柿を販売していただきました。

18ページになります。

奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定についてです。

11月11日と12日の2日間、奈良県、十津川村及び本町による連携協定に基づく事業として、JAならけんの農産物直売所「まほろばキッチン橿原店」において共同物産販売を行いました。本町は、新十津川産のたまねぎやお米シロップなどの加工品の販売を行いました。

次に、建設課関係についてご報告申し上げます。

新十津川駅跡地整備事業についてです。

10月10日に駅跡地さくら公園にて、オープニングセレモニーを開催いたしました。関係者によるテープカットを行ったほか、新十津川駅を勝手に守る会による記念ポストカードの配布やグッズの販売も行われました。

令和元年度から進めてまいりました駅跡地整備事業は、これですべての事業が完了いた しました。

20ページになります。

土木施設災害についてでございます。

9月に発生した2度の集中豪雨により、花月区や徳富区の山間部の道路や河川で、路面洗堀や道路側溝の土砂埋塞等の被害が発生いたしました。

被害件数は、道路27件、林道3件、河川7件の合計37件であり、復旧額は533万4,340円で、既定予算が不足したことから、予備費を充用し速やかに復旧をしたところでございます。

以上をもちまして、令和5年第3回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長(小玉博崇君) 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長(小玉博崇君) 日程第7、教育行政報告を行います。教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長(久保田純史君) おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、 令和5年第3回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

最初に、教育委員の退任、就任についてでありますが、鈴井康裕教育委員の後任として 平成27年5月8日から教育委員として本町の教育行政の振興にご尽力されました荒山直人 氏が令和5年9月30日をもって、3期8年5か月教育委員を務められ退任いたしました。

また、荒山委員の後任として、10月1日から山田裕之氏が就任いたしました。任期は、 令和9年9月30日までの4年間となります。

続きまして、定例会の関係でございますが、9月の定例議会以降3回の定例教育委員会 を開催しております。

9月29日は、報告3件、議案1件について審議いたしました。

議案第15号の新十津川町教育委員会の所管に係る新十津川町個人情報保護条例施行規則の廃止については、平成13年に制定した新十津川町個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例に関連する規則を廃止する必要があるため、この規則の廃止について議決をいただきました。

10月24日は報告2件について審議いたしました。

報告第43号では、令和5年度滝川市学校適応指導教室利用状況(前期分)について報告いたしました。

適応指導教室については、不登校傾向にある児童、生徒が希望する場合に通う教室でありますが、4月から9月末までの前期中、小学校は利用した児童はいませんでした。中学校では、1名が5月から9月までの間で延べ17日利用いたしました。

また、同日、定例教育委員会と合わせて、教育委員が小中学校を訪問し、教室での授業を視察するとともに、校長より学校経営や各学年における学力向上の取り組みについて説明を受けました。

11月22日は、報告1件、議案1件について審議いたしました。

議案第16号の新十津川町長賞の授与についてでありますが、表彰の種類はスポーツ賞でありまして、対象者は、文京区民で北海高等学校硬式野球部3年生の熊谷陽輝選手です。

北海高校は、8月の全国高等学校野球選手権記念大会、通称夏の甲子園大会では、2試 合連続のサヨナラ勝ちでベスト16、また、10月に開催された特別国民体育大会「燃ゆる感 動かごしま国体」では、ベスト4となりました。熊谷選手は両大会で守備ではピッチャー及びファーストとして、打撃では4番バッターとして、甲子園ではホームランを打つなど投打の中心選手として素晴らしい活躍をし、最後まであきらめないプレーで勝利に導き、子どもたちをはじめ、町民に大きな感動を与えていただきました。

このことから、新十津川町長賞にふさわしい選手として新十津川町長賞授与要綱の規定に基づき、町長に書類を上申するため、教育委員の全会一致により議決をいたしました。

なお、同賞につきましては、年末年始の帰省時に合わせて、町長より本人に授与する予 定でおります。

2ページをお開き願います。

各種感染症まん延に係る臨時休業ついてですが、インフルエンザにより9月25日から26日まで、新中2年B組を学級閉鎖に、9月27日から29日まで2年生を学年閉鎖に、新小は11月20日から22日まで学校閉鎖に、11月20日から23日まで新中の1年B組を学級閉鎖といたしました。

また、ここに記載しておりませんが、新小の2年2組で罹患者が多いことから、本日から17日まで学級閉鎖といたしました。

次に、小学校関係ですが、9月14日、ゆめりあで雨竜小学校と合同による芸術鑑賞事業を行いました。今年は「ひのき屋のわいわい音楽会」を鑑賞し、様々なテンポの演奏に合わせ、跳んだり跳ねたりリズムを取る楽しい学習となりました。

9月25日、小学5年生が基幹産業の農業学習の一環として、春に自分が田植えした苗を 収穫する稲刈り体験を新十津川農業高校の教諭や水稲専門分会の生徒の指導により行いま した。

また、12月1日の食育の日には、収穫したお米でカレーライスを調理し、体験でお世話になった土地改良区やライオンズクラブの皆さんと一緒に食べる収穫祭を行いました。

10月22日は学芸会が行われ、1年生は入学して半年の学習で学んだ楽器演奏を、6年生は最後の学芸会を成功させるため、劇「正義の人~命のビザ~」を一丸となって披露いたしました。

11月7日に新中の英語教諭2名が、中学校の英語教科を感じてもらうために新小に出向き、6年生に乗り入れ授業を行いました。

また、ここに記載していませんが、8月2日より外国語指導助手として、小学校、中学校の授業や社会教育事業の英会話教室で指導していただいておりましたテート・グリフィン・ケーレブさんが、日本の生活等に馴染めず、11月30日をもって退任し、アメリカ合衆国に帰国することになりました。

11月21日ですが、北海道日本ハムファイターズで新十津川町の応援大使の矢澤宏太、万波中正両選手が、雨竜小学校訪問の後、新十津川小学校に来校していただき、児童に向けてビデオメッセージをいただきました。あいにく新小は、インフルエンザ罹患者が多く学校閉鎖となっておりましたが、後日、校内放送でメッセージ動画を流し、子どもたちは夢と選手を身近に感じることができました。

次に、中学校ですが、10月18日、19日の両日、2年生がキャリア教育の一環として、図書館、農協、土地改良区、商工業者などで職場体験学習を行いました。

11月4日、40回の節目となる吹奏楽部定期演奏会がゆめりあホールで開催されました。

3年生の部活動卒業の演奏会でありまして、今年度、空知コンクール金賞、全道コンクール銀賞を受賞した部員は、迫力のある素晴らしい演奏を保護者や来場者に披露いたしました。

次に、コンクール、コンテスト等ですが、滝川地方法人会主催の税に関する絵はがきコンクールで最優秀賞に新小6年の石山絢菜さんが、また、町社会福祉協議会主催の福祉作文コンクールの小学生の部金賞は、同じく石山さんが、また、中学生の部金賞は、谷口瑠奈さんが選ばれ、表彰されました。

4ページをお開き願います。

10月11日に北海道教育庁山口利之空知教育局長が新中にお越しいただき、8月に愛媛県で開催された第53回全国中学校剣道大会女子団体でベスト8になり敢闘賞を受賞した新十津川中学校女子剣道部選手5人に対し、優秀な成績を収め、空知管内の児童生徒に希望の光を照らすものとして「栄誉をたたえて」の表彰を行いました。

次に、学校教育関係でございますが、昨日、ゆめりあで新小児童会、新中、新十津川農 高生徒会役員による「いじめのない学校づくり」に向けて、仲間づくり子ども会議を開催 いたしました。

続きまして、10月12日にゆめりあで、来年度の新入学児童59人を対象に就学時健康診断 を行いました。

続きまして、農業高校の関係ですが、10月4日に高校受験を控える中学3年生を対象に体験入学を行い、同高校に興味を持つ中学3年生64人が参加いたしました。新校舎となり多くの受験者となることを期待しているところであります。

また、3年生の進路状況ですが、11人中、進学が1人、就職は、町内が3人、町外が6人の9人が内定し、10人の進路が決定いたしました。

6ページをお開き願います。

学校給食センター関係ですが、今年も収穫を終えた、玉ねぎ、新米を記載のとおり各種 団体からご寄贈いただき、地産地消として学校給食に提供いたしました。

また、10月5日には、母子(おやこ)の絆給食として、十津川産しめじを使ったきのこご飯と十津川から伝わるきご汁を給食で提供いたしました。

次に、社会教育関係ですが、11月14日に北海道青少年育成協会、町青少年健全育成町民会議、町教育委員会共催による青少年育成地域懇話会をゆめりあで開催いたしました。町議会議員、教育委員、社会教育委員、学校関係者、保護など52人が参加し、ネット利用と子どもたちの望ましい生活習慣について、子どもとメディア北海道副代表の中谷通恵さんからの講義を受けた後、子どもたちに親や大人がどのように接すればよいのかグループ討議を行いました。

次に、とっぷ子どもゆめクラブの関係でございますが、11月19日、みらいえで、花月区の白石昇さんを講師に、昔から伝わる稲わら細工体験、しめ縄づくりを会員児童28人、保護者11人で行いました。

続きまして、ふるさと公園体育施設の関係でございますが、温水プールは9月30日に、 屋外体育施設は11月3日に営業を終了いたしました。利用人数は、ふるさと公園野球場が 1,621人の利用で、前年度より293人増加いたしましたが、その他の施設は、前年度より下 回る利用人数となりました。 8ページをお開きいただき、アートの森かぜのびについてですが、指定管理者の風の美術館の新規の取組みとして、アート塾及び特別講座を保育園やゆめりあなどで計4回開催し、延べ130人が普段学ぶことのできない専門の講師から、もの作りの楽しさを学びました。

続きまして、芸術鑑賞事業ですが、10月9日、著名なトランペット奏者エリック・ミヤシロさん他5人のオールスターバンドが、ゆめりあで演奏を行い317人が来場いたしました。

また、当日は新中吹奏楽部ほか空知管内 5 校の中学、高校の吹奏楽部の生徒がワークショップを受け、その成果をコンサートのアンコールでプロと一緒に共演し披露いたしました。

スポーツ体験学習推進事業ですが、運動による遊びやボールゲームを体験するSOMPO ボールゲームフェスタを9月23日にスポーツセンター及びイベント広場で行いました。講師には、元ラグビー日本代表の大野均さんをアンバサダーに、サッカー、ラグビー、バレー、バスケットの元選手が講師となり、午前の部は年中から小学2年生までの児童と保護者を対象にしたあそびばに42組84人が参加し、午後の小学3年生から6年生を対象にしたキッズチャレンジには68人が参加し、4種目のボールゲームを実戦形式で体験いたしました。

9ページに移りまして、町民音楽祭が10月21日に、町民文化祭展示部門が10月27日から29日まで、芸能部門が28日に行われ、1年間の活動の成果を披露や展示をしていただきました。

また、芸能部門の日に合わせて、文化協会の文化功労表彰を行い、井上会長より囲碁同好会の出田光夫さん、いろは短歌会の柳町紀明さん、どんぐり俳句会の小笠原和子さんが表彰されました。

少年団等の活躍ですが、9月17日に大阪府で行われた第18回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会に、男子代表の3人と共に新中剣道部の高橋絆さんが先鋒、小林愛依さんが次鋒として北海道代表選手として出場し、ベスト16となりました。

また、9月24日砂川市で開催された、はまなす国体開催記念第34回北海道中学生剣道錬成大会で、新中女子剣道部が全道優勝いたしました。

11ページの下段のスポーツ大会等ですが、10月15日にスポーツ協会が提唱している、町民が自分にあった運動を1人1回運動する「1・1運動」の一環として、第6回ウォーキングのつどいに42人が参加し、みらいえで全員でラジオ体操をしたのち、新しく整備した駅跡地さくら公園を見学しながら歩き、秋晴れの下、心地良い汗をかきました。

12ページをお開き願います。

高齢者生きがい活動関係ですが、ふるさと学園大学、ゆめりあ部会、シニアいきいきクラブにおきまして、記載のとおり活動が行われました。

続きまして、図書館関係でございますが、11月末の利用状況は、貸出冊数は4万3,355冊で前年対比519冊の減、貸出人数は7,137人で227人の増となっております。

特別事業で、9月30日に古本リサイクル市を開催し、392人の来場がありました。また、提供本8,053冊のうち、約半分の4,070冊をご家庭にお持ち帰りいただき読んでいただいております。

以上を申し上げまして、令和5年第3回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長(小玉博崇君) 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎日程変更

○議長(小玉博崇君) お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日 程第9以後を先に審議したいと思います。

これに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、 午前中は日程第9以後を先に審議することに決定いたしました。

◎議案第76号の提案理由、内容説明

〇議長(小玉博崇君) 日程第8、議案第76号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長(寺田佳正君) ただいま上程いただきました議案第76号、新十津川町冬期生活 支援事業に関する条例の制定について。

新十津川町冬期生活支援事業に関する条例を次のように定める。

3ページをお開き願います。

提案理由でございます。

高齢者世帯等に対し、冬期間の暖房費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長よりご説明申し上げますので、議決賜りたくよ ろしくお願いを申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長(坂下佳則君) 議長のご指示がございましたので、ただいま上程いただきました議案第76号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定についての内容を説明させていただきます。

まず、第1条は、条例の目的を規定しております。本条例は、高齢者世帯、障害者世帯 及びひとり親世帯等に対しまして、冬期間の暖房費用の一部を助成することにより経済的 な負担を軽減することを目的とするものでございます。

第2条は、定義規定でございまして、この条例の適用となる世帯について定義をしてい

るものでございます。

第1号の高齢者世帯につきましては、昭和34年3月31日以前に生まれた者のみで構成される世帯であって、当該世帯に属する者に係る、次の「ア」と「イ」に規定している金額を合計いたしまして、それを当該世帯に属する者の人数で除して得た額が80万円以下である世帯としています。

次に掲げる金額の合計額とは、「ア」の「令和4年中の公的年金等の収入金額」と「イ」の令和4年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額としています。

第2号の障害者世帯につきましては、次のいずれかに該当する者が属する世帯としまして、アとしまして、身体障害者手帳を受けた者でその障害の程度が1級又は2級に該当するもの。

イとして、療育手帳の交付を受けた者であって、その判定がAのもの。

ウとして、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度が障害 等級の1級に該当するもの。

エとして、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別障害者であるもの。

第3号のひとり親世帯につきましては、児童扶養手当の支給を受ける者のうち、その全部の支給を受けている者が属する世帯としております。

2ページをご覧ください。

第3条は、助成の対象者を規定しております。助成対象者は、次の第1号から第6号までにいずれにも該当する世帯の世帯主としまして、複数の世帯が住居及び生計を同じくしているときは、一つの世帯とみなすこととしております。

この対象世帯の要件としましては、第1号としまして、12月1日から引き続き、本町の 住民基本台帳に記録されている世帯。

第2号としましては、第2条において定義しております高齢者世帯、障害者世帯又はひとり親世帯のいずれかに該当する世帯。

第3号として、町内において現に居住している世帯としております。よって、本町の住民基本台帳に記載されていても、世帯員全員が社会福祉施設等に入所して、現在居住していない場合などについては、対象から除外することとしております。

第4号としましては、生活保護を受けていない世帯。

第5号としまして、すべての世帯員が市町村民税非課税の世帯。

第6号としまして、すべての世帯員が町の公租公課を滞納していない世帯としております。

これらのいずれにも該当する世帯の世帯主が、助成対象者となります。

第4条につきましては、助成の申請方法について。

第5条は、助成の決定について規定したものでございます。

第6条は、助成の方法を規定しておりまして、1万2千円相当の規則で定めるものを交付することにより行います。なお、規則で定めるものとは、新十津川町ポイントカード会が発行するポイントとしております。

第7条は、対象者が非該当となった場合の届出について規定しております。

第8条は、返還等について規定しておりまして、第1号及び第2号までのいずれかに該

当したときは、返還を命じることができるものとするものでございます。

続いて、附則について説明いたします。

3ページをお開きください。

附則第1項は、この条例の施行期日の規定で、公布の日から施行すると定めています。 附則第2項は、有効期限を定めておりまして、令和6年3月31日限りで、その効力を失 うこととしております。

今年度限りとした理由につきましては、本条例は、今年度の原油価格の高騰によりまして、暖房費用などの冬の生活に必要な経費が増加していることから、経済的負担の軽減を図るために制定するものでございますから、次年度以降につきましては、その年度における暖房費用の増高状況、社会情勢を見た上で判断をしていきたいことから、単年度事業とさせていただいております。

なお、本事業による対象世帯ですが、高齢者世帯124世帯、障害者世帯39世帯、ひとり 親世帯17世帯で180世帯を見込んでございます。

以上で、議案第76号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定についての内容の説明を終わります。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。 〇議長(小玉博崇君) 以上で、議案第76号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第77号の提案理由、内容説明

○議長(小玉博崇君) 日程第9、議案第77号、新十津川町住宅改修促進条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

〇副町長(寺田佳正君) ただいま上程いただきました議案第77号、新十津川町住宅改修 促進条例の制定について。

新十津川町住宅改修促進条例を次のように定める。

8ページをお開き願います。

提案理由でございます。

引き続き住宅改修工事に対する助成を行い町民の居住環境の向上を図り、加えて、エネルギーの使用の合理化等が図られる住宅改修工事について助成金の額を優遇することにより環境保全に寄与するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては建設課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしく お願いを申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

[建設課長 千石哲也君登壇]

○建設課長(千石哲也君) おはようございます。ただいま上程いただきました議案第77 号、新十津川町住宅改修促進条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

議案書は、5ページをご覧ください。

本議案の説明の前に、新十津川町住宅改修促進条例、通称「安心すまいる助成事業」につきましてご説明いたします。

本事業は、平成28年度に住宅改修工事に係る費用の一部を助成し、居住環境の向上及び町内住宅関連産業の活性化を図ることを目的として制定いたしました。

平成28年度から令和元年度までを第1期の事業期間として住宅改修助成を行い、第1期の助成実績及び利用者の意見等を踏まえ、事業内容の一部を変更し、令和2年度から本年度までを第2期の事業期間として住宅改修助成を行っております。

この8年間の年間の平均実績値といたしまして87件の申請件数があり、1億2,600万円の住宅改修工事費に対して2,055万円を助成しております。

近年は、年間の助成額は横ばいですが、申請件数は増加傾向にあることから、町民の ニーズは大変高い事業であることをご報告いたします。

それでは、本議案について説明させていただきます。

本議案は、現在の新十津川町住宅改修促進条例の内容を踏襲した上で、加えて、本町は 今年6月にゼロカーボンシティを宣言し、地球温暖化対策を推進するためにエネルギーの 使用の合理化等が図られる住宅改修工事について助成金を優遇することにより環境保全に 寄与することから、現条例の一部を改正し、新たな条例を制定するものであります。

続きまして、条例の内容についてご説明いたします。

第1条の目的は、現条例の目的に、エネルギーの使用の合理化等を図り、環境保全に寄 与することを追加しております。

第2条の定義、第3条の助成金の交付、第4条の助成金の交付対象となる住宅、1条飛びまして、第6条の助成金の交付対象者は、現条例の内容と変わりございません。

5ページになります。

第5条の助成金の交付対象となる改修工事は、条文を整理した上で、第2項第3号に新 十津川町中小企業者応援条例の規定による住宅改修の補助を受けている住宅に関する規定 を追加しております。

第7条の助成金の額は、現条例と同じ修繕、模様替えなどの住宅改修工事については、 工事費の5分の1、限度額を40万円と規定するものでありますが、第1項第1号でエネル ギーの合理化等に資する住宅改修工事については、工事費の5分の1、限度額を60万円と 規定するものでございます。

エネルギーの合理化等に資する住宅改修工事とは、施行規則で定めますが、建物の断熱 工事、ヒートポンプ給湯器などの省エネルギー設備設置工事、太陽光発電などの再生可能 エネルギー設備設置工事などでございます。

第8条の助成金の交付認定、第9条、第10条の認定内容の変更、第11条の助成金の交付申請、第12条の助成金の交付決定、第13条の助成金の交付決定の取消し、第14条の助成金の返還、第15条の委任までは、助成金の交付認定及び決定に係る規定であり、現条例の内容と変わりございません。

附則でございます。

第1項は、この条例の施行日でございます。

第2項は、この条例の失効日でございます。第1期、第2期と同じく事業期間を4年間

とするものでございます。

以上で、議案第77号、新十津川町住宅改修促進条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 以上で、議案第77号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

(午前11時00分)

○議長(小玉博崇君) 休憩をとき、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◎議案第78号の提案理由、内容説明

〇議長(小玉博崇君) 日程第10、議案第78号、総富地頭首工管理条例の制定についてを 議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

〇副町長(寺田佳正君) ただいま上程いただきました議案第78号、総富地頭首工管理条例の制定について。

総富地頭首工管理条例を次のように定める。

提案理由でございます。

総富地頭首工の管理を行うに当たり、土地改良法第96条の4第1項において準用する同 法第57条の2第1項の規定に基づき、当該管理に関し必要な事項を定めるため、この条例 の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては建設課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしく お願い申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 千石哲也君登壇〕

○建設課長(千石哲也君) ただいま上程いただきました議案第78号、総富地頭首工管理 条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

議案書、9ページをご覧ください。

総富地頭首工につきましては、8月の経済文教常任委員会におきまして、基幹水利施設として、本町を含む3町が管理受託者になることをご説明させていただき、第3回定例会にて、総富地頭首工の計画概要及び事務受託について議決をいただいたところでございます。

総富地頭首工は、本町に所在する施設であるため、本町が代表管理者となることから、 施設管理に係る管理条例を制定するものでございます。 それでは、条例の内容についてご説明いたします。

第1条は、条例の趣旨でございます。総富地頭首工の管理について規定を定めるもので ございます。

第2条は、頭首工の水位、流況、利水状況等を考慮して、取水又は放流を行うことを定めております。

第3条は、施設を管理するための必要な機械、器具等の点検整備に関する事項を定めております。

第4条は、洪水、かんばつ、その他の緊急事態における措置に関する事項を定めております。

第5条は、頭首工を管理するために必要な気象及び水象の観測に関する事項を定めております。

第6条は、この条例の施行に関する必要事項を規則で定めることとしております。 附則につきましては、施行日を定めるものでございます。

以上、議案第78号、総富地頭首工管理条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 以上で、議案第78号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第79号の提案理由、内容説明

○議長(小玉博崇君) 日程第11、議案第79号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。 提案者の提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長(寺田佳正君) ただいま上程いただきました議案第79号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろ しくお願いを申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長(坂下佳則君) ただいま上程いただきました議案第79号、新十津川町特

定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に ついての内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、本条例を定めるにあたっての従うべき基準及び参酌すべき基準となって おります内閣府令の一部改正に伴い、本条例につきまして、所要の改正を行うものでござ います。

お手元の新旧対照表1ページをご覧ください。

第15条第1項第2号、特定教育・保育の取扱方針につきましては、同条第11項を同条第10項に改めるもので、これは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、この条例では、認定こども園法と略称規定されておりますが、この法律の第3条第11項が同条第10項に改正されること等を受け、改正するものでございます。

第36条第3項につきましては、内閣府令において、規定の整理が行われ、本条文については、従うべき基準とされておりますことから改正を行うもので、「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)と、」を加えるほか、新旧対照表2ページにありますとおり、

「教育・保育給付認定こどもの数」を「教育・保育給付認定こどもの総数」に改め、「特定教育・保育施設の同号」を「特定教育・保育施設の同条第1号」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に改めるものでございます。

議案をご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、議案第79号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 以上で、議案第79号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第80号の提案理由、内容説明

○議長(小玉博崇君) 日程第12、議案第80号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

〇副町長(寺田佳正君) ただいま上程いただきました議案第80号、新十津川町中小企業 事業資金保障融資条例等の一部改正について。

新十津川町中小企業事業資金保障融資条例等の一部を改正する条例を次のように定める。 14ページをお開き願います。

提案理由でございます。

融資に付する保証の条件について個人保証を例外とすることにより融資の円滑化と確実

な保証の確保を図り、及び利子補給率に係る特別措置の失効に当たりその適用範囲について所要の措置を講じるため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては産業振興課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろ しくお願いを申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔產業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長(小松敬典君) ただいま上程いただきました議案第80号、新十津川町中 小企業事業資金保証融資条例等の一部改正について、内容の説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております新旧対照表の3ページをご覧いただきたいと存じます。 議案第80号関係の資料でございます。

まず、この制度の融資の条件を規定しました第6条第1項、第3号では、現行融資の種類や金額に応じて連帯保証人を1名以上、又は北海道信用保証協会の保証を付すこととしておりました。

今回の改正では、金融庁のガイドラインにおいて連帯保証人を極力設定しないよう通知があったこと、また、信用保証協会の保証を優先することで、万が一の際に資金の回収が確実になることなどの理由から、融資の種類や金額の多寡に関係なく、信用保証協会の保証を付すこととし、信用保証協会の保証の対象とならない場合は、従前同様に1名以上の連帯保証人を設定することができるよう改める内容となってございます。

第6条第2項では、次ページに続きますが、町長の承認を得て、連帯保証人を設定する ことを、融資の条件の一つとして加えるための文言整理となってございます。

次に、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正として、附則の部分になりますが、補助金の額は、平成21年1月1日から令和6年3月31日までの間、これまで3年ごとに延伸しながら利子補給額を10分の10、上限利率を5.0パーセント以内、いわゆる全額利子助成を延伸してまいりましたが、貸出しする融資の限度枠もあり、単に無利子の資金として申請されれば、結果として優先してあっ旋すべき事業者に、この資金が行きわたらなくなる恐れも出てきましたことから、令和6年4月1日以降は、本則である2分の1の利子助成、利率の上限を2.5パーセントに戻すという内容でございます。

なお、附則に追加しましたように、令和6年3月31日までに融資のあっ旋の決定を受けた中小企業者にあっては、融資を受けた資金の償還が完了する日の属する年の翌年3月31日までの期間は、利子補給額を全額助成する経過措置を残します。

恐れ入りますが、議案にお戻りいただきたいと存じます。

ただいま申し上げました内容は、議案の第1条、第1項及び第2項に関係する内容となっておりますが、附則として、施行日は、公布の日から施行することとし、ただし、第1条の規定及び次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

経過措置として、第1条の規定による改正は、令和6年4月1日以降にあっ旋の申請が される融資について適用することとし、同日以前にあっ旋の申請がされた融資については、 従前の例によるといたします。

以上申し上げ、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 以上で、議案第80号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第81号の提案理由、内容説明

○議長(小玉博崇君) 日程第13、議案第81号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

〇副町長(寺田佳正君) ただいま上程いただきました議案第81号、新十津川町国民健康 保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

17ページをお開き願います。

提案理由でございます。

地方税法の一部改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税の減額に関し必要な事項を定めるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしく お願い申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

〇住民課長(長島史和君) ただいま上程いただきました議案第81号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点により、令和6年1月1日から、出産される国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額を、産前産後期間の4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)免除するため、地方税法の一部を改正する政令の施行に伴い、本町における国民健康保険税条例について改正を行うものでございます。

なお、この免除にあたり所得制限はございません。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表 5 ページをご覧願います。

第21条は、国民健康保険税の減額について定めるもので、第3項で出産被保険者の所得割額と均等割額の減額条項を、第1号から6ページの第6号において、基礎課税額の医療分、後期高齢者支援金等の支援分及び介護分の所得割額と均等割額の減額を新たに定めております。

第23条の3は、出産被保険者に係る届出を新たに定めるもので、第1項から7ページの

第4項において、届出の事項、添付書類、届出日などを定めております。

議案書の16ページに戻りまして、附則について申し上げます。

第1項で、この条例は、令和6年1月1日から施行いたします。

第2項は、適用区分について定めております。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 以上で、議案第81号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第82号の上程、内容説明

○議長(小玉博崇君) 日程第14、議案第82号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算 第4号を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長(寺田佳正君) ただいま上程いただきました議案第82号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第4号。

令和5年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,670万2千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,289万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

内容の説明を申し上げます。

26、27ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。 歳入。

13款、分担金及び負担金。補正額139万3千円、計6,548万5千円。

15款、国庫支出金。補正額7,305万8千円、計5億8,546万7千円。

16款、道支出金。補正額144万5千円、計6億1,251万5千円。

19款、繰入金。補正額6,080万6千円、計6億3,758万2千円。

歳入合計。補正額1億3,670万2千円、計70億8,289万1千円でございます。

続いて、27ページ、歳出でございます。

3 款民生費。補正額8,573万2千円、計12億1,500万7千円。財源内訳、国道支出金7,210万2千円、一般財源1,363万円。

- 4 款衛生費。補正額2,163万7千円、計6億1,823万円。財源內訳、国道支出金144万5 千円、一般財源2,019万2千円。
- 6款農林水産業費。補正額191万4千円、計6億650万3千円。財源内訳、国道支出金95万6千円、一般財源95万8千円。
- 8 款土木費。補正額1,598万7千円、計10億1,779万4千円。財源は、すべて一般財源です。

10款教育費。補正額1,143万2千円、計6億1,559万6千円。財源内訳、その他特定財源 139万3千円、一般財源1,003万9千円。

歳出合計。補正額1億3,670万2千円、計70億8,289万1千円。財源内訳、国道支出金で7,450万3千円、その他特定財源139万3千円、一般財源6,080万6千円となります。

次に、繰越明許費及び債務負担行為の内容を申し上げますので、25ページをお開き願います。

初めに、第2表、繰越明許費で2件ございます。

- 1点目、8款土木費、2項道路橋りょう費、除雪機械購入事業786万5千円。
- 2点目が10款教育費、5項保健体育費、学校給食センター管理運営事業696万3千円となります。

これらについては、繰越明許費の設定により、当該金額を上限として予算を翌年度に繰り越して使用したいとするもので、内容につきましては、歳出予算との関係がございますので、後ほど歳出予算のところで併せて説明をさせていただきます。

次に、第3表、債務負担行為補正で2件の追加でございます。

1点目が新十津川保育園管理業務(令和6年度から令和10年度まで)で、期間は、令和5年度から令和10年度まで、限度額は、新十津川保育園の管理に係る指定管理者との協定に基づく額。

これは、新十津川保育園の指定管理を行うに当たり、複数年の事業期間となることから債務負担行為の設定を行うものでございます。

2点目が図書館空調設備整備事業で、期間は、令和5年度から令和6年度まで、限度額は4,904万9千円となります。

これは、令和6年度に図書館のエアコン整備を行いたいとするものですが、工期が約6 か月必要となることから、令和6年度予算の執行ではエアコンを必要とする時期までに整 備が間に合わないことから、今年度のうちに工事の発注を進めたいとして、債務負担行為 の設定を行うものでございます。

次に、36ページをお開き願います。

歳出の内容を申し上げます。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額8,377万1千円、計2億1,555万2千円。財源の内 訳、国道支出金7,210万2千円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,178万3千 円、障害福祉システム改修事業補助金31万9千円、一般財源は1,166万9千円です。

内容を申し上げます。

事業番号3番、総合健康福祉センター管理運営事務915万2千円は、ゆめりあの修繕経費で、経年劣化により冷暖房の自動制御機器に不具合が生じており、空調の自動管理やボイラーの排煙濃度監視などができない状況となっていることから、これらの修繕を行いた

いとするものでございます。

4番、総合行政システム管理事業63万8千円は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に対応するためのシステム改修費用となります。

13番、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業7,178万3千円は、令和5年11月2日の閣議におきまして、国によるデフレ完全脱却のための総合経済対策として、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり7万円を給付する方針が決定されましたので、この給付に係る費用を予算計上するものです。財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することとし、給付対象を1,000世帯として計上を行っております。

14番、冬期生活支援事業219万8千円は、灯油販売価格の高騰が続いていることから、低所得である高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯に対し、冬期間の暖房費用の一部として、新十津川ポイントカード会のポイント1万2千円分を付与する事業となります。

次に、3目障害者福祉費。補正額34万5千円、計3億5,612万6千円は、財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。

11番、地域活動支援センター負担金34万5千円は、障害者に日中の活動の場を提供する砂川市の地域活動支援センター、ぽぽろの利用が多くなり、予算に不足が生じることとなりましたので、不足分を補正するものです。

次に、38ページとなります。

2項1目児童福祉費。補正額161万6千円、計3億2,951万2千円。財源は、すべて一般 財源です。

内容を申し上げます。

9番、新十津川保育園管理運営事業161万6千円は、新十津川保育園の冷蔵庫更新経費で、現在の冷蔵庫は平成17年に購入のもので17年が経過しており、冷却機能の低下、イオンの発生といった症状が見られるようになったことから、安全安心な給食の継続的な提供のため、早急に更新を行いたいとするものでございます。

続きまして、40ページ、41ページとなります。

4款1項1目保健衛生総務費。補正額1,096万4千円、計2億5,117万5千円。財源は、 すべて一般財源です。

内容を申し上げます。

4番、後期高齢者医療療養給付費負担金1,066万3千円は、令和4年度の療養給付費負担金の実績確定によるものです。

5番、国民健康保険特別会計繰出金30万1千円は、地方税法施行令の改正に伴うシステム改修費分を特別会計に繰り出すものでございます。

次に、3目福祉医療費。補正額801万5千円、計4,505万1千円。財源の内訳、国道支出金144万5千円は、子ども医療費助成補助金86万4千円、ひとり親家庭等医療費助成補助金58万1千円で、一般財源につきましては657万円となります。

内容を申し上げます。

1番、子ども医療費助成事業726万8千円、3番のひとり親家庭等医療費助成事業74万7千円、2事業とも診療件数の増加に伴う医療費の増によるものでございます。

次に、2項1目塵芥処理費。補正額248万3千円、計1億5,946万6千円。財源は、すべて一般財源です。

内容を申し上げます。

5番、中空知衛生施設組合負担金(ごみ処理施設)248万3千円は、施設改修費の増加 に伴いまして、構成市町の負担が増となったものでございます。

次に、2目尿処理費。補正額17万5千円、計1,645万9千円。財源は、すべて一般財源です。

内容を申し上げます。

2番、石狩川流域下水道組合負担金(し尿共同処理)17万5千円は、前年度決算による 負担額確定に伴い、構成市町の負担が増となったものでございます。

続きまして、42、43ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額191万4千円、計4億540万3千円。財源は、国道支出金95万6千円で、全額経営継承・発展等支援事業補助金、補助率は2分の1となります。 一般財源は95万8千円となります。

内容を申し上げます。

17番、経営継承・発展等支援事業191万4千円は、農業経営を継承した後継者が行う経営発展に向けた取組みに対し、国と市町村が支援をするものでございます。3戸の農業者が、それぞれ取り組む溝掘り機の導入、大豆選別機の導入、ハウス自動開閉器の導入、新規作物の導入、遠赤外線機能を持つ乾燥機の導入などといった取り組みが補助採択となったものでございます。

続きまして、44、45ページとなります。

8款2項1目道路維持費。補正額786万5千円、計3億4,187万3千円。財源は、すべて 一般財源です。

内容を申し上げます。

6番、除雪機械購入事業786万5千円は、夏期道路維持に使用している草刈り装置の更新を行いたいとするものです。現在、町道の草刈りは6月上旬から9月下旬まで、2台の草刈り機をそれぞれミニロータリに取り付けて作業を行っておりますが、今シーズンの作業終了後、点検確認作業を行ったところ、そのうちの1台である平成13年度導入の草刈り機の先端部、ケース部分に歪みが発生しており、このまま使い続けると来シーズン中に大きな不具合が発生する確率が高く、草刈り作業に影響を与えることはもとより、修繕費が高額となる状況が判明したところでございます。

このような状況から、令和6年度での更新を検討したところでありますが、昨今の情勢から、草刈り機の納品に約5か月必要とのことで、令和6年度の草刈りシーズンに納品が間に合わないことから、今年度において発注を行うこととしたものでございます。

なお、納期の関係上、今年度内の納品が困難であることから、25ページ、第2表で説明 しましたとおり、繰越明許費を設定して事業を進めることとしてございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費。補正額812万2千円、計1億5,814万2千円。財源は、すべて一般財源でございます。

内容を申し上げます。

3番、安心すまいる助成事業481万円は、申請件数の増加によりまして増額補正をした

いとするもので、当初申請を100件として予定しておりましたが、124件を最終的な見込み件数として予算計上いたしました。

4番、住宅耐震化促進事業135万円は、解体工事の申請件数増加により増額補正したいとするもので、当初の申請件数13件と想定しておりましたが、18件を最終的な見込み件数として予算計上いたしました。

5番、下水道事業会計負担金196万2千円は、下水道事業特別会計に対する一般会計の 負担金で、流域下水道組合の管理運営負担金の確定によるものとなります。

続きまして、46、47ページとなります。

10款4項4目図書館費。補正額446万9千円、計5,154万4千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。

1番、図書館維持管理事業446万9千円は、大きく2点でございまして、一つ目がネットワーク機器更新で423万2千円。もう一点が、暖房空調設備機器の修繕で23万7千円となります。

ネットワーク機器の更新は、貸し出し返却をはじめとする蔵書管理に使用しているサーバーと端末機の更新で、サーバー機は平成26年2月の導入から10年近くが経過し、サーバーの電源が突然落ちてしまうなど、不具合が度々発生するようになってまいりましたので、図書館、学校図書館での安定的な蔵書管理業務のため、サーバー1台、端末パソコン9台の更新を行うものでございます。

次に、暖房空調設備修繕につきましては、9月の点検におきまして、空調設備の内部に据え付けられているフィルターの劣化が発見されましたので、これを交換する費用となります。

次に、5項3目学校給食運営費。補正額696万3千円、計1億3,261万7千円。財源の内 訳、その他特定財源、学校給食運営事業負担金139万3千円、一般財源557万円です。

内容を申し上げます。

1番、学校給食センター管理運営事業696万3千円は、給食センター内の冷房機能になっている冷却塔の更新を行いたいとするものです。現在の冷却塔は、平成14年の施設供用開始時から使用しているもので、経年劣化によりまして、冷却機能の低下が見られ、今夏のような外気温が高い条件下では、学校給食における衛生管理の努力基準であります調理場温度25度以下、これを満たすことが厳しい状況になりつつあることから、令和6年度での更新を計画しましたが、冷却塔の設置完了までに約6か月かかるとのことから、今年度において前倒しして発注を行うことにしたものでございます。

なお、竣工までの期間が6か月であり、年度内の作業完了が困難であることから、25ページ、第2表のとおり繰越明許費を設定して事業を進めることとしてございます。

以上、一般会計補正予算の提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。よろしく ご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 以上で、議案第82号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午後11時55分)

○議長(小玉博崇君) 休憩をとき、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎一般質問

○議長(小玉博崇君) 日程15、一般質問を行います。

一般質問は、配付しています通告表のとおり進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

1番、加藤敏晃議員。登壇の上、発言願います。

[1番 加藤敏晃君登壇]

○1番(加藤敏晃君) 議長の指示がありましたので、私から教育長に一般質問をいたします。

テーマは、ゆめりあ部会、シニアいきいきクラブ、ふるさと学園大学といったシニア世 代の学習活動における年齢要件の廃止についてです。

現在、これらの学習活動、仲間づくりの機会は、シニア世代に限定されています。そのため、新たに得られる仲間は同年代だけとなってしまい、これらの事業は世代を超えての交流には結びついていませんでした。

また、第8期新十津川町社会教育実施計画に記載された取組方法の1つ目、社会の変化に対応した学習活動の提供には、町民による主体的な学習活動を推進するため、生涯を通じた学習活動の支援を行うとあります。しかし、具体的な実施計画を見ますと、大半は子ども関係の事業であり、一般向けの事業は英会話教室のみで、対象も内容も偏ってしまっています。計画に基づき、もっとより多くの世代の住民に学習機会を提供する必要があると考えます。

では、なぜ年齢要件を廃止するべきなのかというお話ですが、理由は主に三つあります。 一つ目は、単純に青年層や社会人といった一般の方向けの学習機会を増やすことができるという点です。現状では、平日の日中の開催が多いですが、平日が休みの方もいらっしゃいますし、ふるさと学園大学の土曜講座のように、やり方を少し工夫するだけで一般の方も参加することができるようになります。

二つ目の理由は、世代間の交流の機会にもなるため、地域の繋がりづくりにも繋がることです。このことによって、行政区や町内会などの地域コミュニティが抱える問題にも側面からアプローチすることができるようになると考えます。

たまたま同じ事業に参加しただけで、「繋がりなんてできるわけないだろう」と思う方もいらっしゃるかもしれません。確かに、1回同じ事業に参加しただけで繋がりができるということは、珍しいと思います。しかし、人は顔を合わせる回数が増えることで、次第に親近感や仲間意識など好意的な感情が芽生えていきます。この現象は、心理学では単純接触効果と呼ばれています。単純に顔を合わせて挨拶するだけでもこのような効果があることから、世代間交流の機会は多ければ多いほど世代間の繋がりづくりへの影響は高くなっていきます。

三つ目です。地域の人との繋がりは、人生の充実感にも繋がることです。また心理学になるんですが、マズローの欲求5段階説というものがあります。詳しくは省略しますが、

仲間ができて他者から自分の存在を認められることは、下から3階層目の社会的欲求を満たすことに繋がります。

この社会的欲求が満たされない場合、多くの人が孤独を感じ、これがエスカレートする とうつ病などになりやすくなる側面があります。仲間が同世代しかいない場合は、この仲間を失ったときに社会的欲求が満たされない状況に追い込まれやすくなると考えます。

また、アメリカのブリガム・ヤング大学の研究によると、死亡リスクが高まる要因として、社会的孤立が1.29倍、孤独感によるものが1.26倍、ひとり暮らしが1.32倍という結果が出ています。地域との繋がりによって孤独を感じさせないことが、健康寿命の引き伸ばしにも繋がるといえます。

以上のことから、まずはシニア世代を対象にした学習活動における概ね65歳以上というような教育委員会からの年齢要件を廃止し、全町民を対象にした学習活動に変えていくべきだと考えるが、教育長のお考えを伺います。

○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長(久保田純史君) それでは、1番議員のご質問にお答えいたします。

シニア世代の学習活動につきましては、令和3年第1回定例会一般質問において、10番議員からのご質問にもお答えしたところでありますが、令和2年度まで実施してきた保健福祉課の事業を引き継ぎ、この3年間、コロナ禍という制約の中ではありましたが、保健福祉課で行ってきたことをベースとして、教育委員会で事業に取り組んできたところでございます。

また、その時の答弁といたしまして、シニア世代の学習活動を教育委員会が所管することを受け、教育委員会ならではの取り組みを行っていきたいとの考えを述べさせていただきました。

その考えの下、ふるさと学園大学では、ALTを講師として開催した異文化を学ぶ講座のほか、民間企業による公民館講座の活用、世代、性別を超えて交流が図れるニュースポーツ講座、また、町民すべてを対象とした鑑賞事業を特別講座として開催することで、シニア世代の方々には、交通手段を確保した中でコンサートを鑑賞していただくなど、工夫を凝らした講座を開催させていただいております。

それらの効果もありまして、本年度は昨年度に比べ入学者が増加するなど、一定の成果が見られているところでございます。

今ほど1番議員のご質問にございましたシニア世代の学習活動を広く町民に向けた学習機会として位置付けるため、年齢要件を廃止してはどうかとのご質問ですが、シニア世代以外の方がシニア世代を対象とした様々な学習テーマや活動内容に興味を持っていただき、各種事業に参加いただくことはとても良いことだと私も思っております。

しかしながら、令和4年度を初年度とする新十津川町第6次総合計画では、地域福祉の推進のために実施する施策の内容として、高齢者福祉の充実が掲げられており、また、昨年度には、生涯学習の推進を図る第8期新十津川町社会教育実施計画を策定したとろでございます。

本計画は、新十津川町第6次総合計画のまちづくりの目標の一つ「未来を叶える学びが

ある」を実現するための「社会教育活動の推進」「文化活動の促進」「スポーツ活動の促進」の3つの施策をより具体的に6つの領域に分け取組方法を定めたものでございます。

その領域の1つがシニア世代の学習活動の支援となっております。

本計画は、社会教育委員の皆さまのご意見をいただきながら、1年間の協議を経て策定したものであり、現在はその計画に基づき事業を展開している最中でございます。したがいまして、今後につきましても、シニア世代の皆さまが健康でいきいきとした暮らしを続けていただくため、興味を持ってもらえる内容や参加しやすい時間の設定などを行うとともに、ゆめりあ部会などは各団体の自主性を尊重した上で、シニア世代以外の参加についても協議しながら、シニア世代に寄り添った形で事業を継続していきたいと思っております。

なお、1番議員のおっしゃるとおり、生涯学習における世代間交流は、人生により豊かな刺激を与えることができるほか、シニア世代に留まらず、地域全体に活力を生み出すことになると私も同じ考えでございます。

小学生を対象としているとっぷ子どもゆめクラブでは、シニア世代の講師が、小学生及びその保護者に対して、私の午前中の行政報告でもさせていただきましたが、例に例えますと、稲わら細工体験、しめ縄作りですとか、そういう学びを通じて交流を図っております。

また、昨年度から介護予防教室、すまいるあっぷやレインボー講座に教育委員会職員が 出向き、世代や性別を超え楽しめるニュースポーツを浸透させていきながら、世代間交流 の足掛かりとする事業も検討しております。

このニュースポーツというのは、例に出しますとモルックなど、そのようなものだと考えているところでございます。

その他にも社会福祉協議会が主催して行っているスマホ教室に高校生のボランティアグループ、シニアリーダーアザレアが講師として参加するなど、世代間の交流を図る事業についても今後も積極的に実施し、今もしていますが、していきたいと考えているところでございます。

ゆめりあ部会につきましては、今ほど1番議員より65歳とありましたが、ゆめりあ部会につきましては、年齢は概ね60歳以上の町民ということでございまして、ですから50代についても希望のある方は入会できるっていうことで現在もやっているところでございますし、今ほど質問にございましたように、地域コミュニティ、1人でいると孤独孤立になると、いろんな行事に参加することが大切だというのは私も同感でございまして、素晴らしい事例で一例を私の感じているのを申し上げますと、昨年度から、橋本区におきまして、橋本区の老人クラブの方、また、橋本区の女連協の方々が、会館で文化の日の付近でミニ文化祭を開催いたしました。そして今年、それぞれ地域の人が1年間で自宅やサークルで作ったものを展示する会館の行事です。

さらに今年度は第2回ということで、出展者も増えて、区民の皆さんも結構集って、 コーヒーでも飲みながら語らうという、更に素晴らしい地域のコミュニティの行事になっ てございます。

ですから、教育委員会が行う事業ばっかりではなく、その地域地域の創意工夫でそういうコミュニティなり年齢層も違う町民が触れ合うというようなことの素晴らしい事例もご

ざいますので、その中で教育委員会といたしましては、スポーツや何かにつきましても、スポーツクラブと連携してどのような活動が今のニーズにあるかとか、あるいは文化団体とも相談しながら、また、教育委員会の意向も取り入れながら、それぞれの団体でメニューを考えていただいてることもございますので、その辺については、更に連携を深めて進めていきたいということを申し上げまして、1番議員のご質問に対する答弁とさせていただいます。

- ○議長(小玉博崇君) 加藤議員、再質問はございますか。 再質問を許可します。
- ○1番(加藤敏晃君) それでは、再質問をさせていただきます。

今回のこの一般質問、年齢要件の廃止につきまして、この目的なんですけれども、 ちょっと間違って伝わっているのかなというところでございます。

私の考えとしましては、主な目的としましては、やはり生涯を通じた学習活動の支援というところに重きを置いたときに、既存のシニア世代の方を対象にした学習機会のところから、ちょっと門戸を広げればシニア世代だけではなくって、より多くの一般の方も対象にした学習活動の支援に繋げられるのではないかなというところでございます。

ゆくゆくはより多くの世代が興味を持つようなテーマ、内容を取り入れて、内容のある 学びの機会が必要であると考えており、年齢制限の撤廃は、あくまでもスタートラインと 考えていたところでございます。

社会の変化に対応するため、社会人による学び直しなども増えてきている状況でございます。シニア世代にばかり特化、固執するのではなくと言ったらちょっと語弊があるんですけれども、広く地域住民の方が、社会人の方が学び直し、必要に応じて学び直せる、それをしやすくなるきっかけ、機会を広く地域住民の方が、気軽に学習活動に取り組むためのきっかけとして、既存のかぜのびとか図書館の大人向けの講座とかもやられておりますので、それらに繋がるような、先ほど教育長のおっしゃってたスポーツクラブの事業とも連携を深めるとのことでしたので、広く一般を対象にした生涯学習機会の充実が必要だと考えます。

例えばですね、地域を知る学びは地域への愛着にも繋がり、まちづくりの担い手づくり にも繋がっているというふうに言われております。

町の基幹産業である農業について、子どもたちは学校の授業とかも通して学ぶ機会がたくさんあると思うんですけれども、一緒に転入されてきた大人の方が、そういう方たちも一緒に地域のことを知るっていうのも良いことだなと思いますし、以前、かたるベサロンの時に町民の方からご意見いただいたもので、農業の米づくりに関してはすごい注目が浴びてるんですけれども、畜産の関係ってあんまり焦点が当てられてなくて、ぜひ、牧場、私がやってるところも見に来てほしいんですっていうようなお声もありましたので、一般の方がそれらを学びに行くっていうのも、それらを知ることも町を知る良い機会になると考えます。

社会教育実施計画に、町民による主体的な学習活動を推進するため、生涯を通じた学習活動の支援を行うとあるように、生涯を通じた学習活動の支援が本当に必要だと思います。

今ほどの回答ではシニア世代に重点を置いた回答でしたけれども、青年層からシニア世代までの間の学習活動の支援について、どのように進める考えでいるのか、お伺いいたし

ます。

- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(久保田純史君) 1番議員の再質問に答弁させていただきます。

幅広い世代との体験ということにつきましては、今ほど1番議員言われましたように、かぜのびのもの作りの体験、今年度新たにさせていただきましたけども、子どもから大人まで、保護者が初めての体験をするというすごく素晴らしい今年の取り組みだったというふうに感じております。そして、やっぱりプロの方が指導して、初めて体験するということで、すごく受講者も満足していただいたというふうに考えているところでございます。

今ほど言いましたように、いろいろ農業のことですとかテーマは別といたしまして、そういうご意見等も参考にしながら、教育委員会がやるかあるいは関係する団体がするのかは別といたしまして、新十津川の町を知っていただく、農業のことを知っていただく、町外から来た人に対して、そのようなことも今の貴重なご意見として考えて、今後の事業、教育委員会がやるか団体がやるかその辺も含めて参考にさせていただきたいと思っているところでございます。

シニア世代の年齢を広げる場合については、その団体と相談をして検討をしていかなければならないと思ってます。

例えば、ゆめりあ部会の卓球などは、卓球経験の浅い方は、ラリーが続くような形の中でラージボールっていうのを使っています。私もゆめりあ部会の卓球部会と一緒に体験させてもらったりしてることがあるんですけど、そうすると、硬式とは違いましてスピードが遅かったり、やっぱりシニア世代に合わせたボールでやってるとか、そういうこともございますので、若い世代の方がそのラージボールに馴染むかどうかっていうのも、いろいろ支障がある面もあるのかなと思ったり、例えば、カラオケ部会につきましても、ピンネカラオケ部会30人いまして、1日2時間30分の中で1人2曲程度練習してますけど、それが更に増えると、またシニア世代の部会の活動が支障をきたす面もございますので、あくまでも、ゆめりあ部会もそうですけども、各種部会の方と相談をしながら、希望される方を参画できるかどうかというのを団体と協議をしながら、あくまでも団体の自主性、シニア世代の生きがい対策は大切ですので、そのような中で連携なり協議をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上、1番議員の再質問の答弁とさせていただきます。

- ○議長(小玉博崇君) 再々質問はございますか。 再々質問を認めます。
- ○1番(加藤敏晃君) 再々質問をさせていただきます。

まず、ゆめりあ部会の活動の年齢要件を廃止するとかについてなんですけれども、教育 長のおっしゃるとおり、今活動されている皆さんが活動しづらくなるような、そういうよ うなやり方をするべきではないと私も考えます。

私がここで申し上げたいのは、彼らがどういうような条件で参加者を募って一緒にやっていくっていうのは、もちろんそれであると思うんです。その前の段階で、教育委員会で 年齢制限をするっていうのをやめませんかっていうようなご提案になります。

ゆめりあ部会の事業ですとかふるさと学園大学の事業において、教育委員会側から年齢

制限を設けてしまうっていうのではなくって、サークルはサークルで活動する上で、こういう人たちを対象に仲間を募りたい、それでいいと思います。その前の段階で、教育委員会で制限するっていうのをなくしてはどうでしょうかっていうようなところになりますので、そこをご理解いただきたいなと思います。

加えて、青年層から一般の方までの学習活動の支援についてというところがあまり言及 されていなかったと思いますので、こちらについて再度お伺いいたします。

○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。教育長。

○教育長(久保田純史君) まず、年齢制限を廃止する教育委員会の考え方がありますかという質問につきましては、最初の答弁でお話ししましたように、シニア世代の生きがいづくりは充実した活動をしておりますので、それを廃止する考え方は現在のところ持っていませんということは同じ答弁とさせていただきます。

その中で、入りたいという方がいらっしゃる場合などについては、自主的な活動をしている団体と相談をさせていただきたいと思っているところでございます。

いろいろな学習、スポーツクラブや何かでしている活動についても、例えば、通年で行うこと、一般の方の夜間でやること、あるいは平日の日中やるメニューとか、子ども向けとかイベントとか、これらについてもスポーツクラブ、スポーツ協会、教育委員会、それから保健福祉課の健康推進グループなどの委員でいろいろ検討して、メニューや何かも考えておりますので、それらについて、今ほど再質問の時にありましたように、ニーズがあることについての意見を今町民の皆さんがどのようなものに興味があるのか、そういうことも踏まえながら、教育委員会として、単独でできる事業が、これは必要だと思うことについては主催でやることもあるかもしれませんが、そのような形で幅広く、直接やる場合もありますし、団体と協議して、団体の方のとっぷ子どもゆめクラブですとかシニアいきいきクラブ、いろいろ団体の方でやることもございますので、それらについては、ニーズを的確に捉えて、町民の生涯学習の推進に努めていきたいということを申し上げ、再々質問の答弁に代えさせていただきます。

○議長(小玉博崇君) 加藤議員よろしいですか。 以上で、加藤敏晃議員の一般質問を終わります。 これをもちまして、一般質問を終了いたします。

◎議案第83号の上程、内容説明

○議長(小玉博崇君) 日程第16、議案第83号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。 副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

〇副町長(寺田佳正君) それでは、ただいま上程いただきました議案第83号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号。

令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万1千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,663万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

内容の説明を申し上げます。

52ページ、53ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。 歳入。

4款繰入金。補正額100万1千円、計8,850万円。

歳入合計。補正額100万1千円、計2億8,663万6千円でございます。

続きまして、歳出。

1款総務費。補正額30万1千円、計2億8,470万5千円。財源は、すべて一般財源でご ざいます。

4款諸支出金。補正額70万円、計130万2千円。財源は、すべて一般財源でございます。 歳出合計。補正額100万1千円、計2億8,663万6千円。財源は、すべて一般財源でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。

56、57ページをお開き願います。

1款2項1目賦課徴収費。補正額30万1千円、計81万2千円。財源は、すべて一般財源 となります。

内容でございますが、事業番号1番、国保賦課徴収事務30万1千円で、地方税法施行令の改正に伴い、令和6年1月1日から産前産後の国保税免除制度が始まりますので、これに対応するためのシステム改修費を計上するものでございます。

次に、4款1項1目一般被保険者保険税還付金。補正額70万円、計130万円。財源は、 すべて一般財源となります。

内容でございますが、事業番号1番、一般被保険者国保税過年度分還付金70万円で、過年度国保税還付請求の増によるものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 以上で、議案第83号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第84号の上程、内容説明

○議長(小玉博崇君) 日程第17、議案第84号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補 正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。 副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長(寺田佳正君) ただいま上程いただきました議案第84号、令和5年度新十津川

町下水道事業会計補正予算第3号。

総括。

第1条、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和5年度新十津川町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款、事業収益。既決予定額2億3,984万1千円、補正予定額196万2千円、計2億4,180万3千円。

第2項でございますが、営業外収益。既決予定額1億6,404万円、補正予定額196万2千円、計1億6,600万2千円。

支出。

第1款、営業費用。既決予定額2億4,956万6千円、補正予定額196万2千円、計2億5,152万8千円。

第1項、営業費用。既決予定額2億2,431万5千円、補正予定額196万2千円、計2億2,627万7千円でございます。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 収入。

第1款、資本的収入。既決予定額7,815万1千円、補正予定額ゼロ、計7,815万1千円。

第1項、企業債。既決予定額1,650万円、補正予定額150万円、計1,800万円。

第3項、国庫補助金。既決予定額1,770万円、補正予定額150万円の減額、計1、620万円。 支出。

第1款、資本的支出。既決予定額1億4,727万2千円。補正予定額ゼロ。計1億4,727万2千円です。

企業債の補正。

第4条、予算第6条の表中1,650万円を1,800万円に改める。

他会計からの補助金の補正。

第5条、予算第9条中1億2,458万7千円を1億2,654万9千円に改める。

内容の説明を申し上げます。

60ページ、61ページをお開き願います。

下水道事業会計補正予算実施計画により、補正のある項目のみご説明をいたします。初めに、収益的収入及び支出。

収入です。

1款2項1目他会計補助金。補正予定額196万2千円、計8,295万円で、一般会計からの補助金となります。

補正予定額合計196万2千円、計2億4,180万3千円となります。

続きまして、支出。

1款1項6目流域下水道管理運営負担金。補正予定額196万2千円、計1,653万3千円。

補正内容につきましては、石狩川流域下水道組合管理運営負担金の確定に伴い、その不 足分を補正するものでございます。

補正予定額の合計が196万2千円、計2億5,152万8千円となります。

次に、61ページをご覧いただきたいと思います。

資本的収入及び支出。

収入で、花月地区農業集落排水処理場機械電気設備更新工事に係る財源更正となります。 1款3項1目国庫補助金。補正予定額150万円の減額、計1,620万円で、改修工事に係る 農村整備事業補助金の補助金額確定によるもので、この補助金減額分が1款1項1目企業 債に振り替わり、補正予定額150万円、計1,800万円となるものでございます。

以上、下水道事業会計補正予算の提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 以上で、議案第84号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第85号の提案理由、内容説明

○議長(小玉博崇君) 日程第18、議案第85号、空知中部広域連合規約の変更についてを 議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長(寺田佳正君) ただいま上程いただきました議案第85号、空知中部広域連合規 約の変更について。

空知中部広域連合規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

空知中部広域連合の組織体制の強化を図るとともに、安定的な業務運営を推進するため、 空知中部広域連合規約を変更することについて関係市町と協議したいので、地方自治法第 291条の11の規定により、議決を求めるものであります。

内容の説明を申し上げます。

お手元に配付しております新旧対照表も併せて参照いただきますようお願いをいたします。新旧対照表は、9ページになります。

第11条、広域連合の執行機関の組織でございまして、新たに事務管理者1人を配置したいとする変更です。

現在、空知中部広域連合につきましては、連合長1人、副連合長5人、会計管理者1人を置いておりますが、今後において、空知中部広域連合の組織体制の強化を図るとともに、複雑かつ高度化する介護保険、障害支援、国民健康保険などの各種制度、サービスに対応し、安定的な業務運営を図るため、事務管理者を新たに1人配置するというものでございます。

第12条、広域連合の執行機関の選任の方法でございます。

第5項、事務管理者は、広域連合長が広域連合議会の同意を得て、関係市町の副市町長のうちからこれを選任するというものです。

第13条、任期についてですが、第2項、事務管理者の任期は、関係市町の副市町長としての任期によるとしてございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、この規約は、北海道知事の許可の あった日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

以上、提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 以上で、議案第85号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第86号の提案理由、内容説明

○議長(小玉博崇君) 日程第19、議案第86号、公の施設の指定管理者の指定についてを 議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。 副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長(寺田佳正君) ただいま上程いただきました議案第86号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

提案理由でございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものであります。 内容の説明を申し上げます。

- 1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称。
- (1) 所在地、樺戸郡新十津川町字中央72番48。
- (2) 名称、新十津川保育園。
- 2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者。
- (1) 所在地、札幌市南区藤野4条5丁目20番1号。
- (2) 名称、学校法人華園学園
- (3) 代表者、理事長、藤井將博。
- 3、指定の期間。

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

本件につきましては、指定管理者の公募、指定管理者選考委員会の選考を経て、この度付議となったものでございまして、学校法人華園学園は、平成18年4月から現在まで、適正かつ公平な施設運営に努めるとともに、独自の事業を意欲的に展開し、利用者の増に繋げるなど良好な管理運営を行っておりますことから、引き続き指定管理者として指定したいとするものでございます。

以上、提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 以上で、議案第86号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長(小玉博崇君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 なお、明日14日は、議案調査のため休会になっております。 15日は、午前10時から本会議を再開しますので、よろしくお願いいたします。 それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。 ご苦労さまでした。

(午後1時47分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和5年第4回新十津川町議会定例会

令和5年12月15日(金曜日) 午前10時00分開会

◎議事日程 (第2号)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 総務民生常任委員会審査報告

(委員会報告第4号) 陳情第5号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を 求める意見書の提出を求める陳情

> 陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の 是正を求める意見書の提出を求める陳情

第3 陳情第5号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出を求める陳情

(討論及び採決)

第4 陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出を求める陳情 (討論及び採決)

- 第5 議案第76号 新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について (質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第77号 新十津川町住宅改修促進条例の制定について (質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第78号 総富地頭首工管理条例の制定について (質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第79号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第80号 新十津川町中小企業事業資金保障融資条例等の一部改正について (質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第81号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について (質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第82号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算(第4号) (質疑、討論及び採決)
- 第12 議案第83号 令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (質疑、討論及び採決)
- 第13 議案第84号 令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算(第3号) (質疑、討論及び採決)
- 第14 議案第85号 空知中部広域連合規約の変更について (質疑、討論及び採決)
- 第15 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について

(質疑、討論及び採決)

- 第16 発議第7号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書 (提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第17 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員(10名)

1番	加	藤	敏	晃	君	2番	工	藤		健	君
3番	深	瀬	美名	茶子	君	4番	三	師	優	美	君
5番	大	畠	光	敬	君	7番	杉	本	初	美	君
8番	鈴	井	康	裕	君	9番	樋	坂	里	子	君
10番	西	内	陽	美	君	11番	小	玉	博	崇	君

◎欠席議員(0名)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

副町長	寺	田	佳	正	君
教育長	久仍	田	純	史	君
代表監査委員	岩	井	良	道	君
監査委員	奥	芝	理	郎	君
総務課長	久仍	田	篤	司	君
住民課長	長	島	史	和	君
保健福祉課長	坂	下	佳	則	君
光素控 問					

産業振興課長兼

農業委員会事務局長小 松 敬 典 君建設課長千 石 哲 也 君会計管理者内 田 充 君教育委員会事務局長鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪 田 謙 治 君

◎開議の宣告

○議長(小玉博崇君) 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(小玉博崇君) 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(小玉博崇君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、4番、三師優美議員。5番、大畠光敬議員。両議員を指名いたします。

◎総務民生常任委員会報告、質疑

○議長(小玉博崇君) 日程第2、総務民生常任委員会審査報告を行います。

12月13日の定例本会議におきまして、総務民生常任委員会に付託しております陳情第5号及び陳情第6号の審査結果の報告を求めます。

加藤総務民生常任委員長。

[総務民生常任委員長 加藤敏晃君登壇]

〇総務民生常任委員長(加藤敏晃君) 総務民生常任委員会審査報告をいたします。お手元に配付された総務民生常任委員会審査報告書をご覧ください。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

陳情第5号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出を求める陳 情。審査結果は、採択すべきもの。

陳情第6号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出を求める陳情。審査結果は、不採択とすべきもの。

以上でございます。

○議長(小玉博崇君) 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎陳情第5号の討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第3、陳情第5号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正

を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。 討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情第6号の討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第4、陳情第6号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします 計論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択とすべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見 書の提出を求める陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長(小玉博崇君) 先ほど、採択することに決定した陳情第5号につきましては、意見書を審議する必要がございます。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

(午前10時06分)

[議案配付]

○議長(小玉博崇君) 休憩をとき、会議を再開いたします。

◎日程変更

- ○議長(小玉博崇君) ここで、議会事務局長から日程の変更を申し上げます。 議会事務局長。
- ○議会事務局長(窪田謙治君) それでは、議事日程の変更について申し上げます。皆さまにお配りしております議事日程表をご覧ください。

日程第16の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第17とします。

日程第15の次に日程第16として、発議第7号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正 を求める意見書を追加いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(小玉博崇君) 日程第5に入る前に、議案第76号から議案第86号までの案件につきましては、12月13日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。 よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第76号の質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第5、議案第76号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定については、 原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第6、議案第77号、新十津川町住宅改修促進条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、新十津川町住宅改修促進条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第7、議案第78号、総富地頭首工管理条例の制定についてを 議題といたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、総富地頭首工管理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第8、議案第79号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第9、議案第80号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例等の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第10、議案第81号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第11、議案第82号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算 第4号を議題といたします。

質疑はございませんか。

3番、深瀬議員。

- ○3番(深瀬美奈子君) 37ページの3款1項1目、14番の冬期生活支援事業について、 灯油価格高騰のため、ポイント1万2000ポイントを付与するとのことだったんですけれど も、ポイント付与の方法とポイント付与を間違えて他の方に付けてしまうなどのトラブル が起きない運営状況になっているかどうかについて伺いたいです。
- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(坂下佳則君) 3番議員の質問にお答えいたします。

ポイント付与の方法についてでございますけれども、このポイント付与については、申請の段階で申請書と共にとくとっぷカードのコピーをいただいて、それをいただいて申請受け付けといたします。

その後、審査をした後にポイント付与ということになるんですけれども、その際は、ポイント申請者とポイントカードの番号、これを一覧にしまして、パソコン上からそれぞれのポイントカードの番号にポイントを付与していくというような仕組みでポイントを付与しようというふうに考えてございます。

その際には、間違いが起きないようにしっかりとチェックをした上で、ポイントを付与 していきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長(小玉博崇君) 深瀬議員よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、鈴井議員。

- ○8番(鈴井康裕君) 42ページ、6款1項2目農業振興費の項目17番の経営継承・発展支援事業で191万という。3戸に支援したということですが、具体的な支援の内容を教えていただきたいんですが。
- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。産業振興課長。
- ○産業振興課長(小松敬典君) それでは、8番議員の質問にお答えさせていただきます。この3軒の方、弥生の方、それから総進区の方、花月区に在住の方の3名でございます。まず初めに、弥生に在住の方につきましては、大豆の作付面積拡大のためですね、排水対策を講じます溝掘り機の導入、それから大豆の品質向上と省力化を図るための大豆選別機の導入、それと、法人化に向けた経営管理ソフトの導入、これらについて149万6千円の事業費に対して、補助金の上限が100万円ということになっておりますので、100万円をお支払いいたします。

お二方目は総進区の方ですが、水稲作付の規模拡大に伴いますビニールハウスの増設と

いうことで、自動開閉器2機の導入費用及び経営管理ソフトの導入ということで、事業費が91万3千円、これは10分の10でございますので、全額支給をいたします。

お三方目なんですが、花月区に在住の方で、高収益作物の導入ということで、ニンニクの種子購入費及び米の品質向上、胴割れを防ぐ効果も期待されます遠赤外線機能付きの乾燥機の導入70穀でございます。事業費が合わせまして269万2千円、補助金の上限いっぱいの100万円を支給するというような内容になっております。以上です。

○議長(小玉博崇君) 鈴井議員よろしいでしょうか。 ほかに質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

- ○1番(加藤敏晃君) お伺いします。議案の36ページ、37ページになります。社会福祉 総務費の事業番号4番、総合行政システム管理事業のシステム改修費の内訳について詳し くお聞かせいただきたいと思います。お願いします。
- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(坂下佳則君) 1番議員の質問にお答えいたします。

今回の総合行政システムのシステム改修につきましては、障害福祉サービスの報酬改定に向けた改修ということで、こちらの内訳については、パッケージの改修費用として30万、その他はSE(システムエンジニア)の作業費用ということで、残り31万2千円ですか、そういった内訳となっております。

○議長(小玉博崇君) 加藤議員よろしいでしょうか。 ほかに質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

- ○1番(加藤敏晃君) 続いて、同じく36ページ、37ページ、社会福祉総務費の事業番号 13番、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の関係で、この給付金の支払 時期がいつ頃になるか確認させてください。
- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(坂下佳則君) 1番議員の質問にお答えいたします。

今回12月補正で提案をさせていただきまして、可決されました折には、すぐにでも作業 に移りたいというふうには考えております。

ただ、システム改修等がちょっとまだどのような日程で改修されるのかっていうのが見込めない状況ではございますので、大変申し訳ございませんが、今の段階でいつ頃になるかというのは、ちょっとお答えはできない状況ではございますが、なるべく早く皆さまに給付できるように事務は進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

- ○議長(小玉博崇君) 加藤議員よろしいでしょうか。
- ○1番(加藤敏晃君) もう一つ確認させていただきたいんですけど、今お話のあった部分のシステム改修に係る経費の内訳もお聞かせいただけたらと思います。
- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(坂下佳則君) 1番議員の質問にお答えいたします。

ただいまですね、システム改修費用に関する内訳については、ちょっと手元に資料がご ざいませんので、後ほど回答をさせていただきます。

○議長(小玉博崇君) 加藤議員よろしいでしょうか。 ほかに質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

- ○1番(加藤敏晃君) 続きまして、3款1項3目障害者福祉費の地域活動支援センターの負担金についてなんですけれども、予算不足することになった理由について詳しくお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(坂下佳則君) 1番議員の質問にお答えいたします。

地域活動支援センターの負担金なんですけれども、こちらの負担金の積算につきましては、令和5年度の負担金につきましては、令和4年10月から令和5年9月までの実績ということで、負担金を支出することになってございます。

そういった中で、今回この期間における利用者の利用実績が、昨年度と比較しまして大幅に増えたことによります。令和4年度新十津川町での実績が106件に対しまして、令和5年度の実績が242件となりました。

そういった中で、この事業につきましては、4市5町でこの地域活動支援センターを運営負担金ということで支出しているんですが、そういった中で案分をして支出することになりますが、それが当初予定では3.1パーセントということで按分負担割合予算計上しておりましたが、それの実績が6.7パーセントに増えたということで、その差額を今回予算計上をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長(小玉博崇君) 加藤議員よろしいでしょうか。 ほか質疑はございますか。

1番、加藤議員。

- ○1番(加藤敏晃君) 続きまして、8款2項1目道路維持費をお願いします。44ページ、45ページですね。除雪機械購入事業の関係です。更新する草刈り機械は、ミニロータリに付けるその部分だけのことなのか、草刈り機として独立したものを購入するのか、これまでと同じやり方で考えているのかどうかを確認させていただきたいと思います。
- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。建設課長。
- ○建設課長(千石哲也君) 1番議員の質問にお答えいたします。

同じようなことで考えております。この機械につきましては、本体が平成27年に購入した機械でございます。その際に、本来であれば機械と草刈り装置は別なんですけれども、一緒に更新するところがベストなんですけども、経費節減ということで、平成13年に買った草刈り装置をそのままその機械に使って今使用しておりました。

その機械が22年使っておりますので、かなり古くなってきたということで今回更新する ものでございます。以上でございます。

○議長(小玉博崇君) 加藤議員よろしいでしょうか。 ほか質疑ございませんか。 1番、加藤議員。

- ○1番(加藤敏晃君) 続きまして、資料46ページ、47ページをお開きください。10款4項4目図書館費のところなんですけれども、ネットワーク機器の不具合の発生によって、住民の方が本を借りることができなかったというような事案がなかったかどうか。また、今後について、端末やサーバーを計画的に何年で更新するというような対応になるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(鎌田章宏君) ただいまの1番議員のご質問にお答えをいたします。

まず、これまで不具合があったかどうかっていう部分については、貸し出しに関する不 具合というのはございませんでした。

今後の計画ですけれども、ICT関係の事業で、一般的に更新期間大体5年ということになっておりますので、5年を目途に今後の計画を予定しているというようなことで進めていきたいと考えております。以上でございます。

- ○議長(小玉博崇君) 加藤議員よろしいでしょうか。 ほか質疑ございますか。
 - 3番、深瀬議員。
- ○3番(深瀬美奈子君) 同じく図書館維持管理事業についてなのですけれども、新しく 導入されるサーバーは、これまでと同じサーバーシステムのものなのか、新しい管理方法 に変わるのか、その点について伺いたいです。
- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(鎌田章宏君) ただいまの3番議員のご質問にお答えをいたします。

今回更新するサーバーにつきましては、当然、年数も経っておりますので、最新の性能、 今のシステムに対応するサーバーとしてございます。以上でございます。

○議長(小玉博崇君) 深瀬議員よろしいでしょうか。

ほか質疑ございませんか。

それでは先ほどの質問の答弁が、今、保健福祉課長の方で準備をしていますので、ここで暫時休憩したいと思います。

(暫時休憩)

○議長(小玉博崇君) 休憩をとき、会議を再開いたします。

それでは、先ほど答弁を保留していました、37ページの3款1項1目事業番号14番、冬期生活支援事業に対する質問への答弁を求めたいと思います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(坂下佳則君) 1番議員の先ほどの冬期生活支援事業に係るシステム改修費の内訳についてでございますけれども、こちらの内訳については、アプリケーション費とSE(システムエンジニア)作業費ということで設定をされているものでございます

けれども、実際今のところ業者さんの方から正確な見積もりが届いてございませんで、これまでの実績なり、これまでの予算編成の中である程度見込みを設定をいたしまして、100万ということで予算計上をさせていただいたところです。以上でございます。

- ○議長(小玉博崇君) 加藤議員よろしいでしょうか。
- ○1番(加藤敏晃君) すみません、今の答弁、冬期生活助成事業って言われてましたけど給付金のところでよかったですか。
- ○保健福祉課長(坂下佳則君) 大変申し訳ございません、給付金の事業のシステム改修 でございます。失礼いたしました。
- ○議長(小玉博崇君) 私が間違えました。大変失礼しました。

よろしいでしょうか。

それでは、改めまして質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、原案のと おり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第12、議案第83号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

- ○1番(加藤敏晃君) お伺いします。議案の56ページ、57ページをお願いします。1款 2項1目賦課徴収費の国保賦課徴収事務のシステム改修の改修費の内訳について、こちら も詳しくお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。住民課長。
- ○住民課長(長島史和君) 1番議員のご質問にお答えいたします。

今回31万1千円の補正ということで、全額がシステム改修となります。条例でもお話しいたしたとおり、国保の出産にかかる費用のシステム改修ということで全額でございます。以上でございます。

- ○議長(小玉博崇君) 加藤議員よろしいでしょうか。
- ○1番(加藤敏晃君) では、こちらはSE(システムエンジニア)の作業代とか、そういうのは入ってなくてパッケージ部分だけということでよろしいんでしょうか。
- ○議長(小玉博崇君) 答弁を求めます。住民課長。
- ○住民課長(長島史和君) 1番議員の質問にお答えいたします。 プロジェクト管理としまして3万9千円、帳票修正確認作業ということで23万4千円の 27万3千円の消費税という内訳になってございます。以上でございます。
- ○議長(小玉博崇君) 加藤議員よろしいでしょうか。 ほか質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第13、議案第84号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補 正予算第3号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第3号は、原 案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第14、議案第85号、空知中部広域連合規約の変更についてを 議題といたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号、空知中部広域連合規約の変更については、原案のとおり可決 されました。

◎議案第86号の質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第15、議案第86号、公の施設の指定管理者の指定についてを 議題といたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長(小玉博崇君) 日程第16、発議第7号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正 を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

1番、加藤敏晃議員。

[1番 加藤敏晃君登壇]

○1番(加藤敏晃君) 発議第7号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意 見書。

提案者は、私、加藤敏晃、賛成者につきましては、記載のとおりとなっております。 このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出いたします。

提案理由を申し上げます。

現行の刑事訴訟法の最新規制では、検察側が証拠をすべて開示する必要はなく、また、 検察官には再審請求に対して不服申し立てができるなど、検察側があまりにも有利な内容 となっており、冤罪被害者を速やかに救済できる仕組みになっていないため。

また、誰もが冤罪被害に遭う可能性があり、新十津川町民も例外ではない。冤罪が起こってから制度改正を要望しても、対応が遅くなると思われるためでございます。

内容につきましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家 を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体に とっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続きを定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、裁判をやり直すこと

を決定するにとどまり、有罪、無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、 そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定が なされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、い わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定(再審法)を速やか に改正するよう求める。

- 1、再審請求手続において捜査機関が保管するすべての証拠を開示すること。
- 2、再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年12月15日。新十津川町議会議長、小玉博崇の名前となっております。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣となっております。以上です。

○議長(小玉博崇君) 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小玉博崇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書は、 原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長(小玉博崇君) 日程第17、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小玉博崇君) 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(小玉博崇君) 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いた たしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(小玉博崇君) 令和5年第4回新十津川町議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

(午前10時50分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員